

第 26 号議案

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

滋賀県教育委員会

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

格別の意見はない。

(説明資料)

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

現行の使用料および手数料の大部分については、前回の改正(令和元年10月施行)以来、5年が経過しようとするところであり、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき負担の公平を図る観点から、原価計算により所要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した結果、使用料および手数料の額を改定しようとするものです。

2 改正の概要

教員認定講習会受講料ほか4件の使用料および手数料の額を改定することとします。

3 その他

この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

この条例は、教育委員会関係の改正部分も含め、知事部局がとりまとめ、提案されます。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新																														
<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)の3 省略</p> <p>(4) 教員認定講習会受講料 1人1講座につき <u>930円</u></p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>県立学校等各種証明手数料</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)の3 省略</p> <p>(4) 教員認定講習会受講料 1人1講座につき <u>980円</u></p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>総合保健専門学校、看護専門学校、高等技術専門学校、農業大学校ならびに県立の中学校、高等学校および特別支援学校に係る各種証明手数料</u></p>																														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">卒業証明書</td> <td style="width: 20%;">1通につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>530円</u></td> </tr> <tr> <td>成績証明書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>530円</u></td> </tr> <tr> <td>調査書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>530円</u></td> </tr> <tr> <td>単位修得証明書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>530円</u></td> </tr> <tr> <td>修了証明書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>530円</u></td> </tr> </table>	卒業証明書	1通につき	<u>530円</u>	成績証明書	同	<u>530円</u>	調査書	同	<u>530円</u>	単位修得証明書	同	<u>530円</u>	修了証明書	同	<u>530円</u>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">卒業証明書</td> <td style="width: 20%;">1通につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td>成績証明書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td>調査書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td>単位修得証明書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td>修了証明書</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;"><u>560円</u></td> </tr> </table>	卒業証明書	1通につき	<u>560円</u>	成績証明書	同	<u>560円</u>	調査書	同	<u>560円</u>	単位修得証明書	同	<u>560円</u>	修了証明書	同	<u>560円</u>
卒業証明書	1通につき	<u>530円</u>																													
成績証明書	同	<u>530円</u>																													
調査書	同	<u>530円</u>																													
単位修得証明書	同	<u>530円</u>																													
修了証明書	同	<u>530円</u>																													
卒業証明書	1通につき	<u>560円</u>																													
成績証明書	同	<u>560円</u>																													
調査書	同	<u>560円</u>																													
単位修得証明書	同	<u>560円</u>																													
修了証明書	同	<u>560円</u>																													
<p>(11) 省略</p> <p>(12) 教育職員免許状授与証明書交付手数料 1件につき <u>530円</u></p> <p>(13)および(13)の2 省略</p> <p>(13)の3 県の職員であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>580円</u></p>	<p>(11) 省略</p> <p>(12) 教育職員免許状授与証明書交付手数料 1件につき <u>560円</u></p> <p>(13)および(13)の2 省略</p> <p>(13)の3 県の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条および第2条に規定する職員を含む。)であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料 1件につき <u>610円</u></p>																														

(14)～(76) 省略

2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。

(1)～(17) 省略

(18) 教育職員免許法に基づく事務手数料

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第5条第1項および第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円

法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円

法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円

法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円

法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき 960円

法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき 1,300円

(19)～(91) 省略

第3条以下 省略

(14)～(76) 省略

2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。

(1)～(17) 省略

(18) 教育職員免許法に基づく事務手数料

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第5条第1項および第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円

法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円

法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円

法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円

法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき 1,000円

法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき 1,300円

(19)～(91) 省略

第3条以下 省略